

○始良市公園条例（平成22年3月23日条例第179号）

（普通公園の占用の許可）

第28条の6 普通公園に普通公園施設以外の物件を設けて当該普通公園を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとするものは、占用の目的、占用の期間、占用の場所、物件の構造及び第11条第2項で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が第12条に規定する事項である場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定による普通公園の占用期間は、10年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

別表第3（第14条関係）

都市公園施設使用料

第7条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
第1号、第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	210円
第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円
第4号、第5号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	5円

備考1 占用の面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートル、占用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

- 2 使用料については、この表及び1の規定により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第11条第2項（法第6条第2項）により公園を占用する場合

占用種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1本 1か月につき	50円
水道管、下水道その他これに類するもの	1メートル 1か月につき	10円
標識その他これに類するもの	1個 1か月につき	30円
その他の占用	1平方メートル1日につき	10円

備考1 占用の面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートル、占用の期間が1か月に満たないときは、1か月として計算する。

- 2 占用のうち、消費税法第6条の規定により、非課税とされるものについての占用料の額は、この表及び1の規定により算定した額に108分の100を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（普通公園の占用物件）

第9条 法第7条各号に掲げる普通公園に占用する物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- (7) 標識
- (8) 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設
- (9) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- (10) 水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所で地下に設けられるもの
- (11) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
- (12) 警察署の派出所及びこれに附属する物件
- (13) 天体、気象又は土地観測施設
- (14) 工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設
- (15) 土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場

（普通公園の占用期間）

第10条 条例第28条の6第4項で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号から第3号まで及び同条第7号から第12号までに規定するもの 10年
- (2) 第9条第4号及び第13号に規定するもの 3年
- (3) 第9条第5号に規定するもの 6月
- (4) 第9条第6号、第14号及び第15号に規定するもの 3月